

契 約 書 （案）

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、国保事業費納付金等算定標準システムソフトウェア調達構築業務（以下「委託業務」という。）を、別添 国保事業費納付金等算定標準システムソフトウェア調達構築業務 仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、契約日から令和8年9月30日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、_____する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務遂行上の責任者）

第7条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に通知するものとする。

（調査等）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(履行終了の通知)

第9条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を提出しなければならない。

(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(検査)

第11条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、検査合格の通知を受けたときは、速やかに成果品を甲に引き渡すものとする。

(補正又は再調査等)

第12条 乙は、前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(委託料の支払)

第13条 乙は、第11条の検査に合格したときは、遅滞なく、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理するまでの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、前条の支払期限内に委託料を支払うことができないときは、支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額を支払遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金の返還等)

第15条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第11条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(業務内容の変更)

第16条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

(事情変更)

第17条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(仕様書に関する通知義務)

第18条 乙は、仕様書によることができないとき又は仕様書に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(委託期間の延長)

第19条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(損害の賠償)

第20条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業

務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) 第23条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第 22 条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第 23 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第 24 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 25 条 第 14 条、第 20 条及び第 22 条第 2 項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(変更の届出)

第 26 条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(契約不適合責任)

第 27 条 甲は、事業の完了検査の実施後、1 年以内に限り、品質又は規格に関して契約の内容に適合しないところがあるときは、乙に補修を求め、又はその補修に代え、若しくはその補修とともに損害の賠償を請求することができる。

(法令等の遵守)

第 28 条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第 29 条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 30 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、双方がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 _____

乙

仕 様 書

業務名	国保事業費納付金等算定標準システムソフトウェア調達構築業務	納入場所	保健福祉部社会福祉医療局医療保険課
-----	-------------------------------	------	-------------------

標記案件の仕様は、次のとおりである。

1. 本調達の要件

本調達は、納付金システムを導入することを目的とし、そのために必要な要件を示すものである。

本調達の範囲は、納付金システムで使用するソフトウェア、ならびにこれらの導入に伴う作業を含むものであり、次の通りである。

- ① ソフトウェアの調達
- ② ソフトウェアの導入
- ③ 愛媛県が別途調達する機器に対する納付金システムの環境構築／本設置・現地設定

(1) 範囲について

応札者が提案する範囲は、本書に示すすべての要件と仕様を満たしているものとする。

(2) 運用開始時期について

令和8年10月1日から、令和13年9月30日（5年間）

ただし、運用開始時期については、愛媛県と協議のうえ、決定することとする。

(3) 機器などの設置場所について

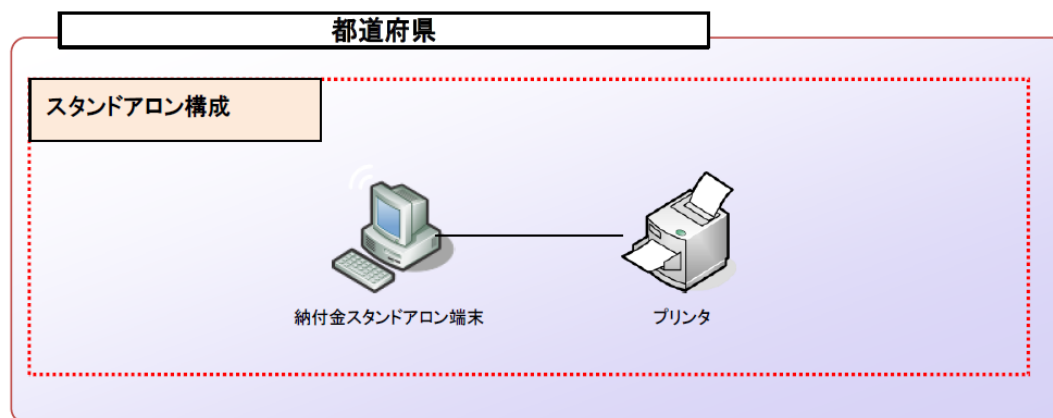
愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療保険課

松山市一番町 4-4-2 第一別館 1 階

※注意事項

区分	種類	内容
調達区分	調達	納付金システムとして製品の調達が必須であるもの。
	配布	国保中央会から配布するため、調達事業者での調達は不要であるもの。

2. システム構成図



3. 構成する機器および役割

No.	機器名称	用途	台数	調達区分
1	納付金スタンドアロン端末	納付金システムの実行環境であり、愛媛県職員の操作端末も兼ねる。	1 台	県・調達
2	プリンタ	納付金システムにて出力した帳票を印刷する。	1 台	県・調達

4. ハードウェア要件

① 納付金スタンドアロン端末

- ・別途県において調達する機器を使用すること。
- ・OS 基本セットアップおよび「7. ソフトウェア仕様」で指定する仕様によりセットアップ作業を行うこと。

No.	区分	仕様
1	CPU	・インテル Core i3-13100 プロセッサ（クロック数 3.40 GHz/4 コア）シリーズ相当以上であること。
2	物理メモリ	・32GB 以上であること。
3	内蔵ディスク	・512GB 以上であること。*
4	OS	・Windows 11 IoT Enterprise LTSC 2024 であること。
5	ネットワークインタフェース	・ポート数を 1 ポート以上有すること。 ・1000Base-T 対応のインタフェースであること。
6	ディスプレイ	・1280×1024 以上の表示が可能なディスプレイであること。
7	入力装置	・キーボードおよびマウスを有すること。
8	インタフェース	・USB2.0 以上を有すること。 ・USB 接続装置数分のポート数に加え、空きポートを 2 ポート以上有すること。 ・CD/DVD の読み取りおよび書き込みができること。 (外付けドライブも可能とする。) (DVD または USB 接続可能な HDD または SSD のバックアップ取得を想定しているため。)

*RAID なしのモデルを標準仕様とするが、愛媛県にて RAID 構成が必要であると判断した場合はそのように構成の変更をしても問題ない。

② プリンタ

- ・別途県において調達する機器を使用すること。
- ・納付金スタンドアロン端末と連動するためのセットアップ作業を行うこと。

No.	区分	仕様
1	印刷可能サイズ	A3 および A4 の印刷が可能であること。
2	インタフェース	ネットワークポートを有すること。
3	機能要件	環境配慮として、両面印刷に対応していること。

5. ソフトウェア要件

No.	対象ソフトウェア	スタンドアロン構成
		納付金スタンドアロン端末
1	OS	○
2	Web サーバソフトウェア	○
3	アプリケーションサーバソフトウェア	○
4	データベースソフトウェア	○
5	帳票ソフトウェア	○
6	帳票表示ソフトウェア	○
7	プログラム実行環境	○
8	バックアップソフトウェア	○
9	ウィルス対策ソフトウェア	○
10	オフィス製品	○
11	圧縮・解凍ツール	○
12	Web ブラウザ	○

6. ソフトウェアの詳細

No.	ソフトウェア	内容
1	OS	オペレーティングシステム。
2	Web サーバソフトウェア	納付金スタンドアロン端末のオンライン処理におけるリクエストを受け付ける機能。
3	アプリケーションサーバソフトウェア	アプリケーションプログラムを実行するソフトウェア。
4	データベースソフトウェア	データベースの管理を行うソフトウェア。
5	帳票ソフトウェア	納付金システムにおいて、帳票出力するためのソフトウェア。
6	帳票表示ソフトウェア	出力した帳票を表示するためのソフトウェア。
7	プログラム実行環境	納付金システムにおけるプログラムの実行環境。
8	バックアップソフトウェア	対象機器のシステムバックアップおよびデータバックアップを行い、リストアすることを可能とするソフトウェア。
9	ウィルス対策ソフトウェア	侵入したウィルスを検知、駆除するソフトウェア。
10	オフィス製品	愛媛県職員が使用するオフィス製品。
11	圧縮・解凍ツール	ファイルの圧縮、解凍および暗号化を行うソフトウェア。

12	Web ブラウザ	納付金システムのアプリケーションを動作させるためのソフトウェア。
----	----------	----------------------------------

7. ソフトウェア仕様

①OS

ハードウェア要件にて記載した OS を使用すること。

②Webサーバソフトウェア

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	Apache HTTP Server	2.4.63	64bit	Apache	指定	配布
2	Oracle WebLogic Server Web Server Plugins	12c R2 (12.2.1.4.0)	64bit	Oracle	指定	-*

* 「Oracle WebLogic Server Standard Edition 14cR1」に含まれる。

③アプリケーションサーバソフトウェア

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	Oracle WebLogic Server Standard Edition	14c R1 (14.1.1.0.0)	64bit	Oracle	指定	調達

④データベースソフトウェア

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	Oracle Database Standard Edition 2	19c*1 (19.28.0.0.0)	64bit	Oracle	指定	調達
2	Oracle Client	19c*1 (19.28.0.0.0)	64bit	Oracle	指定	調達

*1 19.28.0.0.0を導入するために、19.3.0.0.0の資材とOPatchを入手する必要がある。資材やOPatchのダウンロード先については、「インストールガイド（機器構築編）」を確認すること。

⑤帳票ソフトウェア

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	SVF KJNSS パック（クライアント版）	2026.0	64bit	ウイング アーク	指定	調達

⑥帳票表示ソフトウェア

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	Adobe Acrobat Reader DC	2021.011. 20039	32bit	Adobe	指定	配布

⑦プログラム実行環境

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	Oracle Java Standard Edition*1	1.8.0_341	64bit	Oracle	指定	配布
2	Amazon Corretto	1.8.0_372	64bit	Amazon	指定	配布

*1 Oracle Java Standard Edition を利用しているミドルウェアは、Oracle WebLogic Server Standard Edition のみとなる。

⑧バックアップソフトウェア

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	任意のバックアップソフトウェア	-	-	-	未指定	調達

⑨ウイルス対策ソフトウェア

ウイルス対策ソフトウェアは、愛媛県にて一括購入のウイルスバスターClient/Server Suite Premiumをインストールするため本調達の範囲外とする。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	ウイルスバスター Client/Server Suite Premium	-	-	-	指定	県・配布

⑩オフィス製品

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	Microsoft Office LTSC Standard	2024	32bit	Microsoft	指定	調達

⑪圧縮・解凍ツール

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	7-Zip	22.01	64bit	-	指定	配布

⑫Webブラウザ

次に示すソフトウェアを使用すること。

No.	名称	Ver	32bit /64bit	製造元	製品 区分	調達 区分
1	Microsoft Edge	-	32bit	Microsoft	指定	-*

*OS に標準搭載される。

8. ネットワーク要件

スタンドアロン構成では、外部ネットワークとは接続しない構成のため、検討は不要である。

9. データの保護

No.	内容	要件区分
1	Windows の標準機能を用いて、ファイル操作などを実行できるユーザ権限を適正に設定できること。	必須
2	Oracle の標準機能を用いて、データベース操作などを実行できるユーザ権限を適正に設定できること。	
3	データファイルを媒体出力して持ち出す際は、原則として zip 暗号化を行う設定とすること。	

10. 不正アクセス対策

No.	内容	要件区分
1	Windows の標準機能を用いて、OS にログインできるユーザをユーザ ID/パスワードを用いて、適正に設定できること。 また、愛媛県の必要に応じて OS 起動前の HDD または SSD パスワードを設定できること。	必須
2	Windows におけるユーザパスワードの定期更新を実施できること。	
3	Windows において、規定回数連続で誤ったパスワードが入力された場合、対象アカウントを一時的にロックすること。	
4	Windows のログイン後、一定時間操作が無かった場合は、画面ロックを行うこと。	

1 1. 保守期間について

保守期間を以下に示す。ただし、契約については、年度ごとに愛媛県と協議のうえ、別途行うこととする。

保守期間：機器などの入替から令和 13 年 9 月末までとする。

1 2. 作業実施計画書作成

調達事業者は、本書を基に納付金システムの導入に関する作業実施計画書や全体スケジュールを作成すること。

1 3. 環境構築準備

調達事業者が環境構築準備で実施する作業について以下に示す。なお、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が提供する「インストールガイド（機器構築編）」、「インストールガイド（アプリケーション編）」「データ移行手順書」の内容について確認を行い、作業時間の短縮や品質向上の方法等を検討し、必要に応じて設定作業を工夫（設定スクリプトを作成する等）することで納期を遵守すること。

（1）テスト結果確認書作成

テスト結果確認書の作成について、以下の内容を考慮し作成すること。

テスト結果確認書の様式はフリーフォーマットとするが、以下項目を含むこと。

- ・設定対象
- ・設定対象構成（スタンドアロン構成）
- ・作業実施日
- ・作業実施者指名
- ・結果
- ・結果が NG の場合、理由と再確認結果等を記入する欄

（2）ベンダ固有製品・任意製品の設計

- ・ベンダ固有製品を導入する場合、設計、を実施すること。
- ・任意製品（バックアップソフトウェア）の選定と設計を実施すること。
- ・ベンダ固有製品、任意製品については、設計内容をもとに運用手順書を作成すること。

1 4. 本設置準備

（1）機器設置場所の決定、設置に必要な工事（電源など）

愛媛県は、機器設置条件を満たす本設置場所を決定する。なお、設備工事（電源工事、空調工事等）については、必要に応じて愛媛県が実施すること。

調達事業者は、愛媛県が実施する設備工事（電源工事、空調工事等）を含む作業が円滑に進むよう、あらかじめ愛媛県と日程や段取り等について協議し、承認を得ること。

（2）現地下見等

調達事業者は、現地下見に関して、日程、立ち入り区域および現地対応者等について、愛媛県と調整して承認を得ること。

1 5. 環境構築/本設置・現地設定

(1) 機器の現地設置、結線を実施

- ・調達事業者は、愛媛県の指定する場所へ搬入・本設置すること。
- ・調達事業者は、機器のケーブル類を接続すること。

(2) 機器の環境構築

- ・調達事業者は、「インストールガイド（機器構築編）」、「インストールガイド（アプリケーション編）」や資材等を使用してインストールや設定を行うこと。
- ・調達事業者は、ソフトウェアのライセンス登録について、必要な情報を国保中央会から入手し、インストール作業の一環として、OS・オフィス製品を含め調達事業者がライセンス登録を行うこと。
- ・調達事業者は、各機器に対して、機器を識別する情報（機器名、ホスト名）を明示したラベル等を本体の前面および背面に貼り付けること。また、ラベル対応表を作成し納品すること。
- ・調達事業者は、国保中央会から提供する「インストールガイド（機器構築編）」、「インストールガイド（アプリケーション編）」について、改訂版が掲載された場合は内容を確認し、ミドルウェアの追加設定作業を行うこと。
- ・調達事業者は、実施した構築作業完了時点でバックアップデータの取得を行うこと。

(3) アプリケーションのインストール

- ・調達事業者は、国保中央会が提示する「インストールガイド（アプリケーション編）」を参考として、納付金システムのインストールを行うこと。

(4) データ移行

- ・調達事業者は、国保中央会から提供する「データ移行手順書」を参考として、導入手順書を修正し、現環境から新環境にデータの移行作業を行うこと。

(5) 初期動作確認試験の実施

- ・調達事業者は、「インストールガイド（機器構築編）」に記載されている各種インストール、設定作業後に手順化されている確認項目を実施すること。

(6) テスト結果確認書に基づく構築結果の確認および報告

- ・調達事業者は、テスト結果確認書に基づき、確認試験を実施すること。また、テスト結果確認書を愛媛県に提出すること。
- ・愛媛県は、構築された環境についてテスト結果確認書を基に確認すること。

(7) 検収

- ・調達事業者は、「納品物一覧」等の納品物（「1 7. 納品物」を参照）を愛媛県へ提出すること。
- ・愛媛県は、納品された機器、資料およびその内容の確認を行うこと。
- ・調達事業者は、愛媛県が行う検収にかかる作業を支援すること。

16. 国保中央会提示資料

機器の設置構築および動作確認に必要なとなる資料

- ・インストールガイド（機器構築編）
- ・インストールガイド（アプリケーション編）
- ・データ移行手順書

※ 別添添付

17. 納品物

調達事業者が納品すべき資料・資材を示す。

この表はあくまで参考であり、ここから適宜追加、削除するなど、愛媛県で必要と判断したものを納品物として規定すること。

調達事業者が納品すべき資料・資材（成果物）は次のとおりとし、紙媒体及び電子媒体で各一部ずつの納品とする。（インストールメディア以外）

なお、本調達に係る契約期間中、すでに納入済みの成果物に変更が生じた場合は、随時更新版に改めること。

No.	作業区分	資料名
1	作業実施計画	作業実施計画書
2	環境構築準備	導入資材（構築スクリプト）
3		運用手順書（ベンダ固有製品、任意製品など）
4	物品の調達	調達対象一式
5		インストールメディア一式
6	環境構築／ 本設置・現地設定	リカバリメディア
7		テスト結果確認書
8		ラベル対応表
9		納品物一覧
10		諸元表
11		ライセンス一覧
12		シリアル番号一覧

留意事項

- (1) 本調達仕様書において調達する全てのソフトウェアについては、納入から令和 13 年 9 月 30 日までの間保守が可能なものを選択することとする。
- (2) 本システムの調達と併せ、機器及びソフトウェア（ミドルウェア）の保守契約を別途委託することとしている。ついては、県はもとより保守業務の受託者と緊密な連携を図ること。